

両親の時間使用変化に関する日韓比較研究

尹, 子英 / Y00N, Ja-yong / AN, Juyoung / 安, 周永

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

651

(開始ページ / Start Page)

44

(終了ページ / End Page)

59

(発行年 / Year)

2013-01-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008946>

両親の時間使用変化に関する 日韓比較研究

尹子英・安周永

はじめに

- 1 研究の背景および先行研究
 - 2 研究資料と分析方法
 - 3 分析結果
- おわりに

はじめに

日本と韓国の福祉国家は、伝統的かつ未だに他の先進諸国に比べて福祉が家族によって賄われているという点で類似している。男性が稼ぎ主になり、女性は家事やケアを担うという性別分業がイデオロギー的にも実際にも強く残されている。日韓ともに国家主導の経済成長戦略によって、資源の配分においても個人の生活よりも産業発展が優先されてきた（Kwon 2005；Gough 2001）。こうした中で、会社の提供する福利厚生が福祉を担う重要な役割を果たした（Kim 2010）。企業福祉に対する依存度が高くなるにつれ、性別分業もさらに強化されたのである。

しかし、今日では日韓とも少子高齢化の進展、離婚率の上昇や単身世帯の増加などによる家族構造の変化、労働市場の柔軟化によって、男性稼ぎ主モデルが衰退し、性別分業も維持できなくなっている。そのため、女性も家計所得補助の存在から脱し、経済的自立を目指す意欲や必要性が高まり、同時に女性が主に担ってきたケア労働の社会化が要求されるようになる。世界的にみても低い出生率や女性の雇用率を高めることが社会的課題の一つとして浮上し、保育に対する国家の支援が、仕事と家庭の両立を達成するための重要な政策として認識されるようになった（Peng 2009）。

このように育児は家族内の問題であるという考えが変化し、育児に対する国家や社会の責任が強調されるようになったため、従来の男女不平等な性別分業が緩和されるのかについても関心が寄せられることとなった（馬・李 2007；Peng 2002）。日韓両国の政府は育児支援を通して女性の雇用を促進し、男性稼ぎ主モデルから脱しようとした。この点について、既存の研究では、両国ともに依然として男性稼ぎ主モデルが強く残されているという点では共通するが、その程度には差があると指摘されている（横田 2007）。しかしながら、日韓両国の性別分業をめぐるジェンダーレジームが全体としてどのように変化しているのかについては、今のところあまり研究されていない。

本稿の目的は、日本と韓国における未就学児を持つ夫婦の時間使用の変化を比較分析し、日韓各々の研究では把握できない日韓両国における性別分業の変化の特徴を明らかにすることにある。具体的には、夫婦の労働市場参加率の変化、市場労働と無償労働の時間変化を検討した上で、家庭内の夫婦の時間使用分担の変化を分析する。これにより、男性稼ぎ主モデルが衰退していくと予想される日本と韓国において、性別分業がどのように変化しているかを見ることができる。

1 研究の背景および先行研究

1-1 日韓における仕事・家庭の両立制度と育児政策

日韓ともに少子高齢化、労働市場の柔軟化、家族構造の変化によって、家族主義的福祉レジームは変化の圧力に直面している（新川 2011；安 2011；辻 2012）。韓国では、1997年の通貨金融危機以後の労働市場の柔軟化が進み、男性稼ぎ主の雇用安定が大きく損なわれた。こうして、専業主婦の家事およびケア労働を前提とする「家族賃金」のモデルが衰退しつつある。日本においても家族に対するケアの責任は伝統的に女性に課されて、1980年代までの社会政策は男性の稼ぎ主モデルを前提としたが、少子高齢化が進むと同時に、女性の労働市場の参加率が増加する中で新しい挑戦を受けることになった。こうして、男性稼ぎ主と専業主婦という社会契約が衰退し、ケアの役割を再調整しかねない状況となった（大沢 2007；Makita 2010）。

日韓はともに男性が一次的所得者になると同時に、女性がケアの一次的提供者になる点では、男性稼ぎ主モデルであるといえる。しかし、同じ男性稼ぎ主モデルとは言っても、両国の詳細な特徴を考察せずにジェンダー関係の特徴を理解することはできない。韓国の2004年の家計調査によれば、世帯あたり就労者は平均1.57人であり、世帯主の労働所得が世帯所得の70%程度になっている。一方、2000年の日本の家計調査においては、一世帯あたり就労者は平均1.65人であり、世帯主収入は家計収入の82.1%を占めている。つまり、日本において就労者が多いにもかかわらず、世帯所得に占める世帯主の収入が多いのであり、これは、日本における男性稼ぎ主に対する依存度が、韓国よりも高いことを示すものである。2009年の家計調査においても日本では女性労働者の33%が短時間労働の形態で就労しているのに対して、韓国においてはその割合は13.3%に止まっている（李ほか 2010：14）。韓国においては、男性の労働所得が家計所得の多くを賄っているものの、男性の賃金のみによって安定的に家族を扶養するほどではなく、多くの女性がフルタイム労働形態で就労しているという点から、韓国は弱い男性稼ぎ主モデルと位置づけられる（横田 2007）。

労働市場だけではなく、保育支援政策に関しても日韓で相違が見られる。男性稼ぎ主モデルから脱し、育児の社会化を目指す保育支援政策は、韓国では2000年代に、日本では1990年代に本格化した。日韓両国で推進された保育支援政策により、保育サービスの提供における国家の役割は大きくなった。韓国政府の保育関連予算は2000年代に入り増加し始め、2004年度以後急増し、2009年度の保育関連予算は2004年度に比べて4.5倍増加した（金・尹 2009：39-40）。日本でも1990年代に入り、待機児童の数が毎年増加したため、保育所拡大の目標がエンゼルプランの保育サービス実施計画として設定された。1989年の特殊合計出生率が1.57を記録した後に、保育施設

に対する政府予算支出は着実に増え始めた（Abe 2004：36）。しかし、日本と韓国における保育受給資格は異なっている。日本においては、保育所の入所資格が「保育に欠ける」家庭になる。「保育に欠ける」とは、保護者が児童を保育することができず、同居の親族も保育できない場合を指す（児童福祉法第24条1項）。そこには共働き夫婦が重要な要件の一つになるのである。つまり、日本においては、母親の就労の有無が育児サービスの受給に重要な条件となっているのである。これに対して、韓国では共働き夫婦のみが保育提供の対象になっているわけではない。韓国では、2006年から共働き夫婦は優先的に保育を提供すべき対象になったが、片働き夫婦が排除されているわけではない。両親の就職状況は、所得（国民基礎生活受給者の有無など）、家族形態（片親、祖孫家庭）、障害児童、多文化家族の子供などの基準と同様に保育の優先提供の対象になっているだけである（乳幼児保育法第28条）⁽¹⁾。

このような日韓の保育所の入所基準の違いは、両親の就労状態別保育サービス利用実態に影響を与えると考えられる。日本の時間使用調査が提供する未就学児の保育施設資料によれば、末子が施設（保育所と幼稚園）を利用する比率が、1996年の22.0%から2001年の27.0%へ増加した。施設を全く利用しなかった児童は同期間に58.6%から54.3%へ減少した。中でも、両親の就労状態によって末子の施設利用比率の変化が大きく異なっている。母親が就労状態にある児童の施設利用率は48.7%から55.3%へ6.6ポイント増加したのに対して、母親が非就労状態にある児童の施設利用率は5.7%から7.1%に1.4ポイント増加するのに止まっている⁽²⁾。一方、韓国の時間使用調査には、このような情報がないため、5年間の保育施設利用の変化を見ることができないが、2004年と2009年の保育実態調査によれば、母親が就労状態にある児童の保育施設の利用率は42%（2004年）と51.9%（2009年）であり、母親が非就労状態にある児童の施設利用率は20%（2004年）、33.5%（2009年）であった。このように韓国においても母親の就労状態による保育施設の利用率の相違が見られるものの、日本ほどには大きくない上に、両者の格差も小さくなっていることが分かる。

ただし、このような政策変化と育児をめぐる言説の変化が伝統的な性別分業を変化させたと判断するのは早計である。日本においては、1990年代中盤以後、ジェンダー平等が低迷する経済を活性化させると同時に、出生率を引き上げるための重要な課題であるという認識は広がったが、財政負担の増加という問題が優先され、ケアの社会化とジェンダー平等を実質的に連係させる政策の実行にまでは至らなかったという評価が存在する（Osawa 2000）。韓国においてもケアの社会化が、女性を労働市場に参加させるための政策的手法として動員され、ケア責任に対する男女の平等な配分は重要な争点にならなかった。つまり、依然として両国ともにケア責任は国家—市場—女性の間の分担という問題に還元されてしまう傾向が強いのである。

(1) 公立の幼稚園は育児延長サービスを提供しているが、その条件は原則として共働き夫婦の子供である。ただし、公立の幼稚園の入所対象は、4歳以上の児童であり、その児童数は、全体対象児童の27.2%に過ぎない。

(2) 「社会生活基本調査」1996年と2001年のデータを筆者が分析した結果。

1-2 両親の時間使用変化

日韓における夫婦の市場労働と家事労働の分担に関する認識や態度、実態に関する研究は少ない。しかし、時間使用調査を用いて、市場労働時間と無償労働時間を総合的に分析した研究は少ない。また、日韓両国における両親の市場労働時間と家事労働時間の変化を比較分析した研究はなかった。以下、本研究の目的や内容に合致する代表的な先行研究を整理する。

津谷らによる共同研究は、韓国、米国、日本における夫婦の労働分業について家事労働を中心に比較している（Tsuya, Bumpass and Choe 2000）。この研究によれば、3国ともに女性が家事労働の多くを担っているが、労働市場の構造によって既婚女性の労働市場参加率の相違が存在する。特に、韓国よりも日本において女性の無償労働の比率が高いと指摘された。具体的に、未就学児の末子を持つ夫婦の家事労働時間を見ると、1994年に日本人の夫は週2.5時間、日本人の妻は週37.6時間を費やしているのに対して、韓国人の夫は週12.4時間、韓国人の妻は週55.9時間を費やしている。すなわち、日本では妻が夫の15倍、韓国では妻が夫の4.5倍の家事労働時間を費やしているのであり、家事労働の分担の格差は日本においてさらに大きい。

こうした日韓の格差は近年においても同様である。小塩らによる共同研究は、社会調査資料を利用し、韓国、日本、中国における夫婦の性別分業と結婚満足度を分析することで、日本人の夫婦が伝統的な性別分業を最も支持することを示している（Oshio, Nozaki, Kobayashi 2011）。日本では世帯所得に占める妻の所得の比率が大きいほど結婚満足度が低くなり、また、家事労働分担の比率が高くても、結婚満足度は低くならなかった。一方、韓国における妻は日本や中国と比較して、市場労働と家事労働のバランスをとるのがさらに困難であることがこの研究で示されている。韓国における妻の市場労働時間が長く、世帯所得に占める妻の所得比率も日本における妻のそれよりも高いが、家事労働分担は中国ほど公平に担われていないからである。

時間日記方式による全国規模調査の時間使用調査資料ではないが、連合総研（2009）は、2007年における日本、米国、フランス、韓国の50才未満夫婦それぞれ400組を調査し、日本の生活時間の特徴と問題点を明らかにしている。この研究は、日本が他に比べ、業務時間以外での待機時間や会社での休憩時間などが長いために、労働時間が長くなると指摘している。これにより、夫が家事労働を担う時間が少なくなり、妻がフルタイムで働く場合には、妻は二重労働分担を負うことが増えることになる。こうした特徴は、米国やフランスとは異なるが、韓国とは共通している。つまり、日韓両国に男性稼ぎ主モデルが維持されていることが指摘される。以上の研究は、同じ時期の日本と韓国における性別分業の共通点と相違に焦点を当てて分析したものとして評価できる。

日本と韓国における性別分業の変化を比較分析する研究はないが、日韓各々の変化について分析した研究は存在する。津谷典子による二つの研究について検討しよう。津谷らによる共同研究は1994年と2000年における20-49才の標本に対して実施した調査を基に、日本の夫婦の家事労働と市場労働の変化を分析した（Tsuya, Bumpass, Choe and Rindfuss 2005）。この間、夫婦の家事労働時間に占める妻の家事労働時間の比率は減少したのに対して夫の家事労働時間の比率はやや増加した。日本においては、依然として妻が家事労働の90%近くを担っているが、家事労働に参加する夫の比率の増加は、将来、性別分業の不平等が緩和されうること示すものであると考えられる。しかし、この研究は家事労働における性別分業に焦点を当てることで、市場労働と無償労働の時間

変化を視野に入れた性別分業の変化についての示唆は得られない。

また、津谷（2007）は、1994年以降の日本における女性の地位と家族内のジェンダー関係の変化を考察し、その要因を分析する。1994年に実施された「現代家族に関する全国調査」と2000年に実施された「アジアとの比較からみた人口・家族調査」、2004年に実施された「結婚と家族に関する全国調査」を用いて分析したその研究結果は、上述の共同研究の結果と類似している。すなわち、夫の長時間労働の傾向が維持され、夫の就職は家族と世帯状況の影響を受けないのに対して、妻の就職は夫の仕事、子供の年齢、そして両親との同居など家族、世帯状況の影響を大きく受ける。出産や育児期の女性の就労率は1990年代末以降6割台を維持しているが、就労女性の平均労働時間は減少している。これは女性労働力の周辺化を示すものであり、特に就学前と進学期の子供を持つ既婚女性にこうした現象が著しく見られる。夫の家事分担は増加しているが、家事の大部分は依然として妻が担っており、フルタイムで就職している妻の夫に限って家事労働時間が増加している。すなわち、日本の出産、育児期の夫婦では主に妻が家庭内外の役割を調整することで家庭が維持されており、伝統的なジェンダー関係には大きな変化が見られない。

韓国でも家事労働時間と性別分業に関する研究は相当蓄積されているが、時間使用調査を使った研究は多くない。Yoon（2010）は2004年の時間使用調査資料を使って、就労状態の女性の総労働時間が男性のそれよりも大きく増加し、女性が二重労働負担を背負っていることを明らかにした。また30時間未満の短時間労働に従事する女性の無償労働の比率が、フルタイム女性のそれよりも大きく、女性の短時間労働を促進する政策が性別分業を緩和するためにあまり役立たないことを指摘した。一方、An（2008）は1999年と2004年の間に女性の市場労働参加が増加し、男性の無償労働時間も増加したものの、それが性別分業に意味のある変化をもたらすまでには至っていないことを指摘している。

以上の先行研究からは、二つの点が明らかになった。第一に、日本における女性の労働市場参加率は韓国よりも高いが、男性の家事労働の分担率はむしろ韓国よりも低い。第二に、日韓ともに男性の家事労働時間が増加したものの、その変化は大きくない。しかし、本研究のように両国の時間使用調査を用いた比較研究は現時点で確認した限り存在しなかった。特に、保育支援政策の影響が直ちに出来ると考えられる未就学児を持つ両親に限定し、日韓の変化を分析した研究も極めて少ない。労働市場の参加率だけではなく、労働時間もジェンダー関係に大きな影響を与えることを考えると、市場労働と無償労働の時間変化を同時に考察する必要がある。こうした点からすれば、本研究の試みは、日韓の性別分業をめぐるジェンダー関係の変化を理解するために重要な貢献を果たすと考えられる。

2 研究資料と分析方法

2-1 研究資料

本稿の用いるデータは、日本の「社会生活基本調査」と、韓国の「生活時間調査」の匿名データである。無償労働や育児時間の配分のみならず、多様な項目の時間調査が時間日記方式によって行われる。そのため、調査の正確性と信頼性が他の調査よりも高いと言える（Juster and Stafford

1991)。本稿では韓国における2004年と2009年の生活時間調査と、日本における1996年と2001年の社会生活基本調査を使用する。この期間は、上述したように、日韓ともに政府の保育支援政策が本格的にスタートした時期である。長期間の変化を調べるという点では、韓国の1999年調査と日本の1991年調査も含めて分析することが、一層適切であるだろう。しかし、日本の1991年調査と1996年調査の間に、調査方法の変更があり、1991年の調査では世帯の未就学児の有無が把握できないため、やむをえずこの5年間の比較を行う。

ここで、両国の調査の詳細について言及しておこう。韓国の生活時間調査は、1999年以降5年周期で行われている。2004年の調査は12,000世帯の約32,000人、2009年調査は8,100世帯の20,657人に対して行われた。世帯関連事項、個人関連事項に関しては、調査担当者が対象世帯を訪問し、世帯構成員との面談を通して調査する面接方式で収集される。時間使用に関しては、調査の対象世帯に用紙を配布して、対象世帯員が2日間（48時間）の行動と時間を直接記入する自己記入式で収集される。回答者が10分単位で主観的に判断し、主な行動であると判断したものを主要な行動として記入する。また、回答者が同時に行ったものの副次的だと判断できる行動があれば、同時行動として記入するようになっている。行動範囲は大分類、中分類、小分類に分かれており、小分類は2004年調査では137項目、2009年調査は150項目で構成されている。

日本の社会生活基本調査は1976年から5年ごとに行われている。時間使用については、日常活動を20個の項目（睡眠、健康管理、食事、通学や通勤、仕事、学校学習、家事、看護、育児、買い物、移動（通勤は除外）、TV／ラジオ／新聞／雑誌、休憩、自習、趣味と遊び、スポーツ、社会活動、受診や療養、他の活動）で分類されている。日本の時間使用調査も、自己記入式を利用して各世帯構成員が15分単位の行動を時間日誌に記入するようになっている。2001年調査は77,000世帯の約200,000人を対象に、2006年度調査は80,000世帯の約200,000人を対象にした。

2-2 研究方法

上述したデータを利用するためには、日韓それぞれの時間使用の分類を比較可能なレベルで再調整する必要がある。上述したように、日本の時間使用調査の時間使用項目は20個であり、韓国の時間使用調査の項目はこれよりはるかに細分化された130個程度である。したがって日本の時間使用の項目にできるだけ合わせて、10個の時間使用範囲を表1のように再定義した。この分類を用いて日韓の時間使用の変化を分析する。本稿の主な分析手法は、男女の平均時間使用の差とその差の変化を比較するための記述統計である。ただし、後述の相違指数については、推測統計（相違指数の差の検定）を用いる。6歳以下の未就学児を少なくとも一人持ち、父親が就労状態にある夫婦世帯の両親が分析対象である⁽³⁾。使用した全標本数は、日本が1996年の40,955人、2001年の

(3) 生活時間調査の制約上、韓国における18才以下の子供の数、日本における10才未満の子供の数を集約し、比較してみた。韓国においては1.52人（2004年）から1.51人（2009年）になり、日本においては1.72人（1996年）から1.70人（2001年）になった。両国ともに子供の数は減っている一方で、育児時間は増加している。こうした点から子供の数が育児や家事労働時間の変動に大きな影響を与えたとは考えにくいので、本稿では、子供の数を考慮せず、研究を進める。

24,459人で、韓国が2004年の7,368人、2009年4,158人である。比較下位集団の標本数は各表で提示している。

表 1 時間使用項目の整理

		韓国の時間使用調査	日本の社会生活時間調査
市場労働 関連	市場労働	雇用されていることおよび自営業、家族従業員 や自家消費のための仕事、求職活動	仕事
	出退勤		通勤・通学
無償労働	家事	日用関連物品購入、学習関連物品購入、食事準 備および整理、衣類管理、清掃および整理、家 管理、家庭管理関連物品購入、家庭経営、その 他家事、交際および余暇活動関連物品購入	家事、買い物
	育児	未就学児の面倒を見る、小・中・高校生の面倒 を見る	育児
	介護	未就学児の看護、小学・中学・高校生の看護、 配偶者の看護、両親および祖父母の介護、その 他の家族の介護	介護・看護
移動	移動	出退勤と通学を除いた移動	通勤・通学を除いた移動
その他	パーソナル ケア	睡眠、食事および間食、個人管理、健康管理 (医療的)、その他の個人維持	睡眠、身の回りの用事、食事、受診・ 療養
	余暇	隣人および親しい人の助け合い、参加活動、ボ ランティア、交際活動、メディア利用、宗教活 動、観覧および文化的行事参加、スポーツおよ びアウトドアのレジャー活動、趣味およびその 他余暇活動	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養、 くつろぎ、趣味・娯楽、スポーツ、ボ ランティア活動・社会参加活動、交際
	学習	正規授業、正規授業外の学習、一般人の学習	学業、学習・研究
	その他	その他	その他

出所：韓国の「生活時間調査」、日本の「社会生活基本調査」から作成

平均時間の比較分析とともに、日韓における男女の時間使用パターンの変化を比較分析するた
めに、相違指数（dissimilarity index）を計算する。相違指数は集団間の相違を数量化するためによく
使われる。本稿では次の数式によって導出している。

$$D = \sum_{i=1}^{10} \left\{ \left| \frac{a_i - b_i}{a_i + b_i} \right| \left(\frac{a_i + b_i}{\sum_{i=1}^{10} (a_i + b_i)} \right) \right\}$$

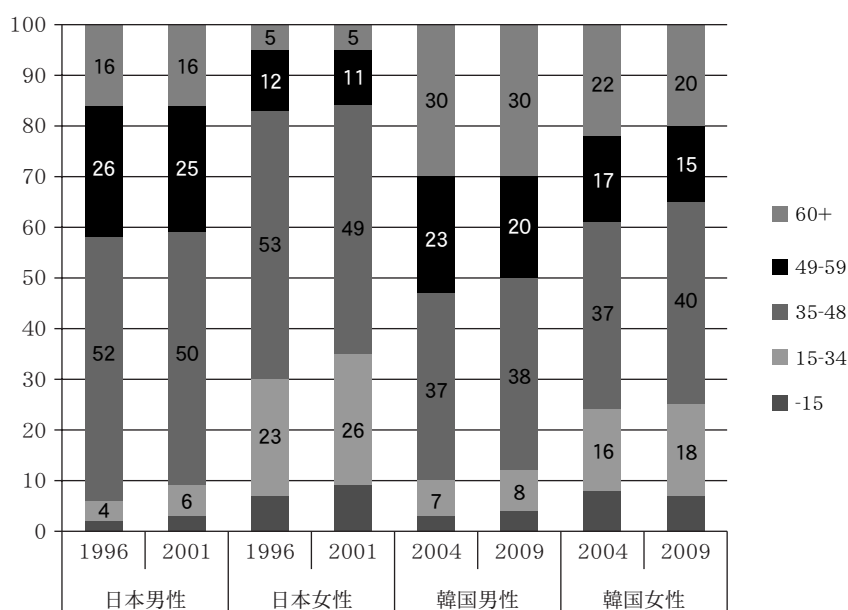
a_i は夫が時間使用項目*i*に費やした時間で、 b_i は妻が同じ時間使用項目に費やした時間である。整
理した10個の時間使用項目に対して相違指数*D*を計算した。この指数は0と1の間の数値となるが、
0に近いほど両集団の時間使用が似ていることを意味し、1に近いほど同じ行動項目の時間使用が
異なっていることを意味する。すなわち、指数が1に近いほど両集団の時間使用を類似させるため
には、片方の集団の時間配分を多く変更しなければならないことになる。

3 分析結果

3-1 女性の労働市場参加の変化

ここでは、韓国と日本において未就学児を持つ母親の労働市場参加の変化を考察する。まず、労働時間を中心に両国の労働市場の特徴を見てみよう（図1参照）。日本では週35時間未満の労働者の比率が高かったのに対して、韓国では60時間以上の労働者の比率が高かった。労働時間は男女ともに日本よりも韓国の方が高い。また、週35時間未満の労働者の比率の男女格差は、韓国よりも日本の方が遥かに大きい。日本の女性は男性に比べて4～6倍の比率で短時間労働に従事している一方、韓国の女性は2倍程度に止まっている。

図1 日本と韓国における男女の労働者の比率の変化（労働時間）

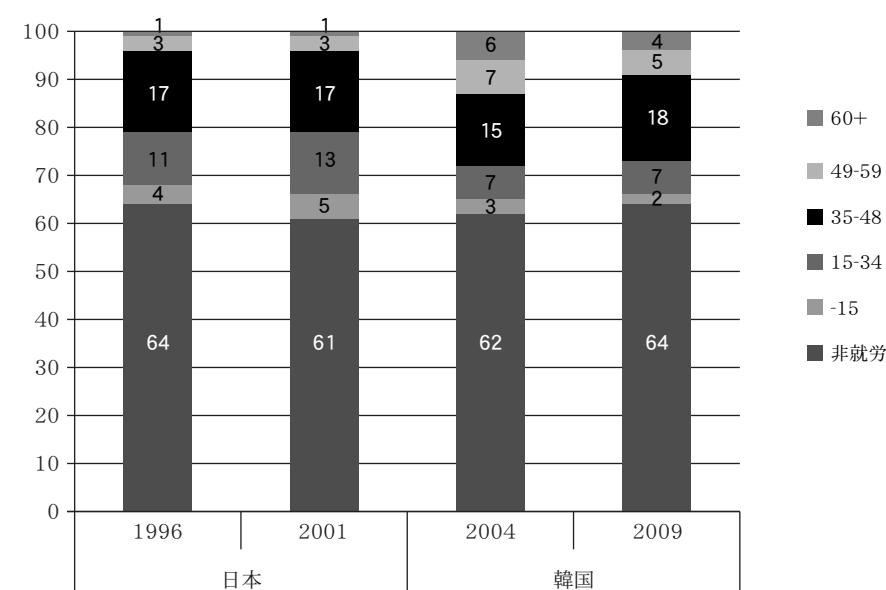


出所：韓国の「生活時間調査」、日本の「社会生活基本調査」から作成

次に、未就学児を持つ母親の市場労働参加と労働時間の分布に限定してみよう。日韓ともに比較期間の間に、未就学児を持つ夫婦の中で共働きの比率は50%に至っていない。図2が示しているように、日本においては、非就労の母親の比率(%)は5年間に3ポイント減少したのに対して、韓国においては1ポイント増加した。これは、統計的に有意($P<0.05$)な変化ではなかったが、短時間労働を中心に見れば、統計的に有意な結果が出た。日本においては、35時間未満の短時間労働の増加が統計的に有意な結果として出た。15時間以上35時間未満の短時間労働の比率は、2ポイント増加しており、15時間未満の短時間労働の比率は、1ポイント増加した($P<0.05$)。一方、韓国においては、35時間以上の女性労働の比率が統計的に有意な水準で増加しているのに対して、日本においては変化がなかった($P<0.05$)。韓国においては、35～48時間の就労女性は、15%か

ら18%まで増加しており、49～59時間の就労女性は、7%から5%へ減少し、60時間以上の就労女性は、6%から4%へ減少している。要約すれば、日本と韓国における未就学児を持つ母親の就業率の増加という点は、統計的に有意な結果として観察できないが、労働市場参加の時間の長さという点においては両国の差が存在している。こうした結果は、日本においては、未就学児を持つ女性の短時間労働の比率が増えているために、男性稼ぎ主モデルが維持されているのに対して、韓国においては、女性の労働時間の柔軟性が低いため、未就学児を持つ女性の労働市場参加率の増加が確認できず、弱い男性稼ぎ主モデルが維持されていることを示している⁽⁴⁾。

図2 未就学児を持つ母親の労働時間の分布



出所：韓国の「生活時間調査」、日本の「社会生活基本調査」から作成

3-2 市場労働と無償労働分担の変化

未就学児を持つ夫婦の市場労働と無償労働の割合が5年間でどのように変化したかを検討しよう(表2)。まず、未就学児を持つ夫婦の時間使用を比較検討するために、20才以上の学生を除く全ての成人男女の時間使用の変化について検討する。日本においては市場労働時間が男女ともに減少したが、韓国では統計的に有意な変化はなかった。韓国では2004-2009年の間に週5日勤務制が広がったことを考えると、市場労働時間が減少していないという調査結果は予想外である。これは、週5日勤務制が適用されない中小企業や零細な企業の労働時間の増加によって、週5日勤務制の拡

(4) 日韓の共働き夫婦に限定し、検討してみても、同じ結果が得られる。15時間未満の短時間の労働の比率は、日本において男女ともに増加したが、韓国においては変化がなかった。また、15時間以上35時間未満においては、両国ともに増加した。全体的に35時間未満の短時間労働の比率は日本で大きく増加したことが確認できる。ただ、データ制約上のため、雇用形態別の分布や変化までは確認できない。

大にもかかわらず、平均の市場労働時間が増加した可能性が存在する。家事労働時間については、両国ともに男性はやや増加しており、女性は減少した。日本における男性の家事労働時間は0.39時間から0.49時間へ増加したのに対して、女性は3.62時間から3.52時間へ減少した。一方、韓国男性の家事労働時間は0.48時間から0.54時間へ増加したのに対して、女性は3.02時間から2.93時間へ減少した。女性の平均育児時間は韓国の女性で0.69時間から0.67時間へ減少したが、それ以外の集団の育児時間はやや増加した。

表2 一日平均の時間使用の比較

	成人全体							
	日本の男性		日本の女性		韓国の男性		韓国の女性	
	1996	2001	1996	2001	2004	2009	2004	2009
市場労働時間	6.79	6.26	3.28	3.0	5.74	5.84	3.24	3.31
家事労働時間	0.39	0.49	3.62	3.52	0.48	0.54	3.02	2.93
ケア労働時間	0.07	0.09	0.45	0.50	0.16	0.17	0.73	0.72
N	160,310	116,721	180,395	131,721	23,098	14,962	27,426	16,918
	未就学児を持つ両親							
	日本の男性		日本の女性		韓国の男性		韓国の女性	
	1996	2001	1996	2001	2004	2009	2004	2009
市場労働時間	8.58	8.64	1.67	1.57	7.05	7.17	1.90	1.94
家事労働時間	0.30	0.34	4.85	4.60	0.36	0.41	3.48	3.37
ケア労働時間	0.27	0.39	2.50	2.86	0.54	0.68	2.93	3.31
N	20,462	12,229	20,493	12,230	3,662	2,076	3,706	2,082

出所：韓国の「生活時間調査」、日本の「社会生活基本調査」から作成

注：市場労働時間には通勤時間が含まれており、ケア労働には育児や介護が含まれている。

次に、未就学児を持つ夫婦の時間使用の変化について調べよう。日韓ともに夫の市場労働時間は増加した。また、日本における妻の市場労働時間は減少したが、韓国における妻の市場労働時間はやや増加した。日本における妻の労働市場参加率が増加する一方で市場労働時間が減少したのは、短時間労働の比率が高くなったからだと考えられる。なお、全ての成人男女の傾向と同様に、未就学児を持つ夫婦の家事労働時間の変化においても、日韓ともに夫の家事労働時間は増加したのに対して、妻の家事労働時間は減少した。ただし、日本における全成人の夫の平均家事労働時間が0.10時間増加したのに比べて、未就学児を持つ夫のそれは0.04時間の増加に止まり、未就学児を持つ夫の家事労働時間の増加の程度は比較的鈍い。これに対して、韓国においては未就学児を持つ夫の家事労働時間の増加率が全成人男性の増加率よりも高い。

両親の時間使用の変化を平日と週末に分けて検討しよう（表3）。女性雇用を促進するための保育支援政策は、平日における両親の無償労働時間を減らすと予想される。まず、韓国においては、妻の平日の市場労働時間が0.06時間増加したのに対して、夫の平日の市場労働時間は0.05時間減少した。一方、日本においては、妻の平日の市場労働時間は0.11時間減少したが、夫の平日の市場労働時間は0.01時間増加しており、韓国の逆の変化が示されている。こうした日本の現象も女性就業者の中で短時間労働の増加が多いからだと考えられる。

表3 未就学児を持つ両親の平日と週末の平均使用時間

	日本の夫						韓国の夫					
	平 日		土曜日		日曜日		平 日		土曜日		日曜日	
	1996	2001	1996	2001	1996	2001	2004	2009	2004	2009	2004	2009
市場労働時間	10.20	10.43	6.15	5.66	2.67	2.68	8.77	8.72	6.19	4.76	2.76	2.43
無償労働時間	0.31	0.41	1.01	1.36	1.47	1.72	0.62	0.75	1.10	1.66	1.56	2.15
N	7,857	4,564	6,312	3,813	6,293	3,852	2,207	1,222	733	452	722	402
	日本の妻						韓国の妻					
	平 日		土曜日		日曜日		平 日		土曜日		日曜日	
	1996	2001	1996	2001	1996	2001	2004	2009	2004	2009	2004	2009
市場労働時間	2.03	1.92	1.05	0.86	0.46	0.44	2.41	2.47	1.45	0.93	0.81	0.56
無償労働時間	7.48	7.69	7.36	7.26	6.64	6.48	6.59	6.79	6.34	6.58	5.95	6.22
N	7,867	4,567	6,321	3,812	6,305	3,851	2,235	1,216	747	462	724	404

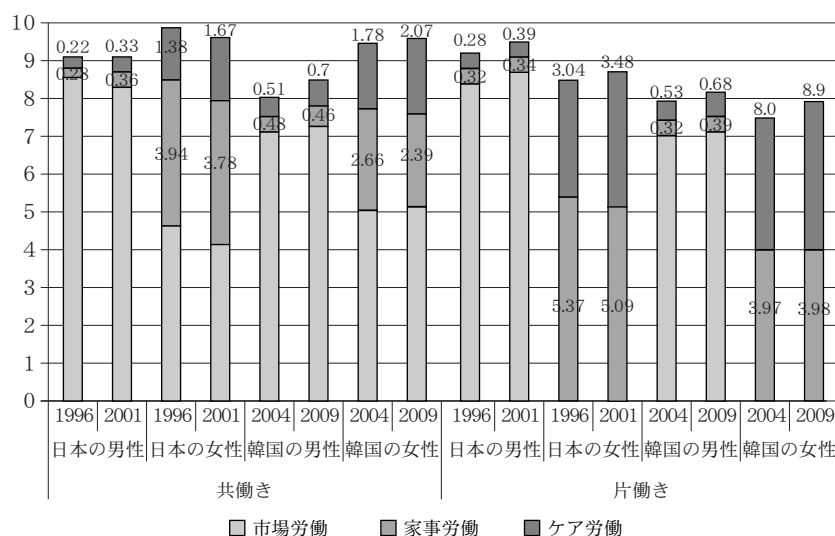
出所：韓国の「生活時間調査」、日本の「社会生活基本調査」から作成
 注：市場労働時間には通勤時間が含まれる。

無償労働時間の変化についても、日韓で相違が見られる。平日においては、日韓ともに妻と夫の無償労働時間が増加した。保育サービスの拡大によって平日の無償労働時間が減少すると予想されるが、これに反する結果が出たのである。妻の就労率が上昇したにもかかわらず、日韓男女とも平日の無償労働時間はむしろ増加した。また、週末においては、日本における妻を除く全ての集団の無償労働時間が増加した。日本においては、夫の週末の無償労働時間は増加し、妻の無償労働時間は減少したことから、一定の代替関係があると推測できる。しかし、韓国においては、夫と妻の無償労働時間が同時に増加した。

両国の市場労働時間の長さの相違は、家事とケア労働の時間の長さの相違をもたらすと考えられる。つまり、韓国においては女性の短時間労働の比率が低いいため、家事の外注化（保育ママ、家政婦の雇用など）により家事労働時間が大きく減少したのに対して⁽⁵⁾、日本においては就労女性が市場労働と家事労働を両立させる方法をとると予想される。図3が示すように、実際に韓国における共働き女性の家事労働時間は2.66時間から2.39時間へ10%減少したのに対して、日本における共働き女性の家事労働時間は3.94時間から3.78時間へ4%程度の減少に止まった。この結果を夫あるいは妻一人が働く家庭（以下、片働き）の女性と比較してみると、さらに面白い。韓国における片働きの女性の家事労働時間は大きな変化がなく、日本における片働きの女性の家事労働時間は5.37時間から5.09時間へ5%程度減少した。すなわち、日本においては、共働きであるか否かに関係なく、4～5%程度の家事労働時間が減少したのに対して、韓国においては共働きの女性の家事労働時間のみが減少した。このような点から、韓国における共働きの女性は、増加した市場労働の負担を緩和するために、家事労働時間を縮小させる戦略を取っているのに対して、日本における共働きの女性は、仕事と家庭を両立させるために、市場労働時間を抑える戦略を取っていることが窺える。

(5) 日本と韓国におけるケア労働の外注化を検討するためには、外国人労働者の受け入れや文化の相違など多様な検討が必要であるため、別途検討したい。

図3 世帯形態別一日時間使用の変化



出所：韓国の「生活時間調査」、日本の「社会生活基本調査」から作成

日韓両国における育児時間は妻の就労の有無と関係せず増加しているが、共働き夫婦の育児時間の増加率が片働きの夫婦のそれよりも大きい。つまり、育児時間の増加の様相が共働きの夫婦か片働き夫婦かによって異なっているのである。上述したように、日韓両国の保育所の入所資格における優先順位が異なっているため、夫婦の労働形態によって日韓における夫婦の育児時間の変化が異なると予想される。実際に育児時間の変化を検討すると、就労の妻と非就労の妻の間の育児時間の相違が韓国よりも日本の方でさらに大きくなった。韓国においては、2004年における就労の妻の育児時間（1.78時間）と非就労の妻の育児時間（3.50時間）の差は1.72時間であり、2009年における就労の妻の育児時間（2.07時間）と非就労の妻の育児時間（3.90時間）の差は1.83時間である。一方、日本においては1996年における就労の妻の育児時間（1.38時間）と非就労の妻の育児時間（3.04時間）の差は1.66時間であり、2001年における就労の妻の育児時間（1.67時間）と非就労の妻の育児時間（3.48時間）の差は1.81時間である。つまり、韓国よりも日本の方で、就労の妻と非就労の妻の育児時間の相違がさらに大きくなったのである。

3-3 労働分担の変化

最後に、日韓における未就学児を持つ夫婦の労働負担の変化を調べよう。表4は、夫婦の総労働時間に対する妻の労働時間の比率を提示している。まず、夫婦の市場労働時間に対する妻の市場労働時間の比率について検討する。日本においては、妻の市場労働時間の比率がやや減少しているのに対して、韓国においては、やや増加している。総労働時間に対する妻の労働時間の比率は日本における共働き夫婦では減少したが、他の集団では変化がなかった。日本における共働き女性の総労働負担が0.52から0.51へと減少したのは、女性の市場労働と無償労働がともに減少したからであ

る。一方、韓国においては、女性の市場労働の比率は増加すると同時に、無償労働の比率は減少した。このような日韓の相違は、日本より韓国の方で男女性別分業がやや緩和されたことを示唆する。しかし、依然として無償労働を担う妻の比率は、日韓両国ともに圧倒的に1に近く、共働きであろうが片働きであろうが、その特徴は同じである。

未就学児を持つ夫婦で互いの時間使用が類似してきたのかを分析するための相違指数を見てみよう。日本における夫婦の時間使用の相違指数が0.37から0.38へ増加したのに対して、韓国においては0.35から0.34へ減少した。日韓の変化ともに統計的に有意な変化である。すなわち、日本では、夫婦の時間使用がさらに異なるようになったのに対して、韓国では、夫婦の時間使用が収斂の傾向を示している。世帯形態別にみれば、韓国においては、共働き夫婦の時間使用は類似するようになったが、日本においては、共働き夫婦の時間使用の相違は大きくなった。日本における共働き女性は保育サービスを受けるため、育児時間の増加が片働き女性よりも緩やかであるが、女性の雇用形態が短時間労働であるため、男女の性別分業は強化されたといえる。片働き夫婦においても、日本の夫婦の時間使用の相違は大きくなったのに対して、韓国の夫婦の時間使用は類似するようになっている。

表4 性別分業の変化

	日 本				韓 国			
	共働き		片働き		共働き		片働き	
	1996	2001	1996	2001	2004	2009	2004	2009
	夫婦の総時間に対する妻の労働時間の比率							
総 労 働	0.52	0.51	0.48	0.48	0.54	0.54	0.49	0.49
市 場 労 働	0.35	0.33	—	—	0.41	0.42	—	—
無 償 労 働	0.91	0.89	0.93	0.92	0.83	0.80	0.90	0.88
家 事 労 働	0.93	0.91	0.94	0.94	0.86	0.84	0.93	0.91
ケ ア 労 働	0.86	0.84	0.92	0.90	0.78	0.75	0.87	0.86
	相違指数a							
	0.27	0.30	0.42	0.43	0.26	0.24	0.40	0.39

出所：韓国の「生活時間調査」、日本の「社会生活基本調査」から作成

注：韓国の片働き夫婦の相違指数の変化には、統計的に有意な結果が得られなかったが、韓国の共働き夫婦と、日本の片働きと共働き夫婦の変化には、統計的に有意な結果が得られた。

おわりに

本稿は、日本の社会生活時間調査（1996、2001年）、韓国の生活時間調査（2004、2009年）を利用し、未就学児を持つ夫婦の市場労働時間と無償労働時間の変化を分析した。5年という期間の変化を追跡したが、いくつかの意義のある発見があった。日韓両国における保育支援政策が育児の社会化を目指したものの、日韓のジェンダー関係の変化に異なる結果が出たことが分かった。本稿の主要な分析結果を要約すれば、下記の通りである（表5参照）。

表5 日本と韓国における両親の時間使用変化の特徴

	共働き夫婦			片働き夫婦			日韓比較から 見た日本の特徴
	市場労働時間	家事労働時間	育児労働時間	市場労働時間	家事労働時間	育児労働時間	
韓 国	両方の増加	妻：減少 夫：増加	両方の増加	夫：増加	妻：変化なし	両方の増加	－
日 本	両方の減少	妻：減少 夫：減少	両方の増加	夫：増加	妻の減少	両方の増加	共働きと片働きの妻の育児時間の相違拡大 夫婦の時間使用の相違拡大

出所：筆者作成

第一に、日本では未就学児を持つ妻の短時間労働の比率がやや増加し、強い男性稼ぎ主モデルが一層強化されているのに対して、韓国では女性のフルタイム従事率が高く、弱い男性稼ぎ主モデルが維持されていることが分かった。韓国においては、労働時間の硬直性によって、労働市場に参加する女性は短時間労働よりもフルタイム労働に従事することが多い。そのため、女性の市場労働時間の増加とともに総労働時間の負担が増加していた。これに対して、日本では、短時間労働に従事する女性の比率は増加したものの、全体の市場労働時間は減った。その結果、総労働時間の負担は減ることになった。

第二に、日韓ともに夫婦の家事労働時間と育児労働時間が増加した。これは、育児の社会化を目指した両国の保育支援政策が無償労働時間を減らしうするという予想とは異なった結果である。保育支援政策の効果を相殺する要因としては、祖父母などの親族による育児援助の減少などが考えられる。家族観の変化による三世代家族の減少、期待寿命の延長による老人の就労活動の活性化などによって、親族による育児が減少したと考えられるのである。本稿の分析結果は、日韓両国における夫婦の育児時間の増加は、保育支援政策の効果に対抗する様々な複合的要因が作動していることを示している。

第三に、日韓ともに育児の社会化が進められたにもかかわらず、日韓におけるその効果は、妻の就労状態によって異なっていることが分かった。韓国では母親の就労の有無が入所基準に明文化されず、低所得の夫婦に対する育児サービスの提供が強調されているのに対して、日本では母親の就労状態が保育サービス提供の条件とされている。そのため、日本では、全体的に育児時間が増加する中で、非就労の妻の育児時間が、就労の妻のそれよりも大きく増加したのに対して、韓国では、就労の妻と非就労の妻の育児時間の変化の相違が日本ほどには生じていない。

第四に、未就学児を持つ夫婦の性別分業においても、日韓の相違が見られた。日本における共働き夫婦では、女性の市場労働時間の比率と無償労働時間の比率の減少が女性の総労働時間の減少に繋がっている。韓国においては、女性の市場労働時間の比率がやや増加し、男性と拮抗する傾向があると同時に、女性の無償労働の比率も減少し、無償労働においても男性に近づく傾向が見られる。これは、日本よりも韓国の方で性別分業が緩和されたことを示唆している。こうした点は、本稿が

検討した相違指数の変化からも確認できた。つまり、日本では、夫婦の時間使用の相違がさらに大きくなったのに対して、韓国では、夫婦の時間使用が収斂する傾向を示している。特に、韓国における共働き夫婦の時間使用の相違が小さくなったのに対して、日本における共働き夫婦の時間使用の相違が大きくなった。日本では、女性の市場労働参加率は増加したものの、女性の短時間労働の比率が高いため、性別分業が強化されたと考えられる。

このような結果は、保育支援政策が、日韓のジェンダー関係の変化に意義を持つと同時に、その限界を露呈していることも示唆している。日韓ともに依然として未就学児を持つ夫婦の共働きの比率は40%に至っていない。日本では、女性の短時間労働が一般化されている上に、育児サービスの受給資格も女性の短時間労働を促しているため、女性の雇用率が増加すると同時に労働時間は減少した。すなわち、女性の短時間労働の深化により、仕事に関するジェンダー不平等は改善されているとはいにくい状況である。上述のように、実際に夫婦の時間使用の相違はさらに大きくなったという結果となった。一方、韓国では、女性の長時間雇用が一般化されている上に、就労が育児サービスの受給資格とならないため、妻の市場労働時間が増加し、夫の無償労働時間も増加した。市場労働と無償労働の男女均衡の視点から見れば、韓国では男女の性別分業が弱まっていると言えよう。ただし、女性の長時間労働が一般化されているため、女性雇用率の増加が日本ほど生じないという問題がある。このような日韓の相違を考慮すれば、保育サービスの拡大がジェンダー平等をもたらすためには、保育サービスの拡大だけでなく、労働市場構造の変化を促す制度変化も必要である。つまり、女性が担ってきた育児の社会化だけでなく、男性が育児に一層積極的に参加できるように、労働時間の短縮とそれを促す労務管理体制への変化が必要であると考えられる。

最後に、本稿の課題を二つ挙げておきたい。まず、夫婦の時間使用変化に影響を及ぼす要因の効果を個別に分析しなかった。例えば、保育サービス利用と、短時間労働という雇用形態のそれぞれが、夫婦の時間使用に及ぼす影響を分析することはできなかった。これは、韓国の時間使用調査では、保育サービス利用の有無と短時間労働の有無について把握できないため、比較分析を行うことができなかったからである。次に、祖父母の存在も両親の時間使用に重要な影響を及ぼす要因であり、近年、同居する祖父母だけでなく近距離に居住しながら、育児を助ける祖父母が増加しているが、時間使用調査からはこれも把握することはできない。老人世代の育児時間の変化に対する別途の分析を通して、これを補完することができると考えられるが、これらの問題点は、今後の研究課題にしたい。

(ゆん・じゃよん 韓国労働研究院・副研究委員)
(あん・じゅよん 京都大学大学院法学研究科・助教)

【付記】本稿は、2010年度の韓国研究財団の支援事業「世界化と蓄積体制と階級構造化」(NRF-2010-413-B00027)の研究成果の一部である。本稿作成にあたって、編集委員会から貴重なコメントをいただいたことを、ここに記してお礼を申し上げる。

参考文献

Abe, Aya. 'Child Care System in Japan.' National Institute of Population and Social Security Research ed., *Child Related Policies in Japan*. National Institute of Population and Social Security Research. 2004.

- 安周永「韓国型『第三の道』の挫折－開発主義の遺産と支持動員の失敗」新川敏光編『福祉レジームの収斂と分岐』ミネルヴァ書房，2011年。
- An, Mi-young. 'Time Use and Gender Inequality in Korea : Differences in Paid, Un paid and Non-Productive Activities.' *Asian Women*, 24 (3), 2008.
- Gough, Ian. 'Globalization and Regional Welfare Regimes : The East Asian Case.' *Global Social Policy*, 1 (2), 2001.
- Juster, Thomas and Frank Stafford. 'The Allocation of Time : Empirical Findings, Behavioral Models, and Problems of Measurement.' *Journal of Economic Literature*, 29 (2), 1991.
- 金ギョンヒ・尹子英「保育政策に対する女性主義的批判－保育予算に対するジェンダー分析を中心に（2005-2009）」『女性学論集』26 (2), 2009年。【韓国語】
- Kim, Pil Ho. 'The East Asian Welfare State Debate and Surrogate Social Policy : An Exploratory Study on Japan and South Korea.' *Socio-Economic Review*, 8, 2010.
- Kwon, Huck-Ju. 'Transforming the Developmental Welfare State in East Asia.' *Development and Change*, 36 (3), 2005.
- 李ジユヒ／金ヨンミ／禹ミョンスク／田ビョンユ／崔ウンヨン／相馬直子『女性雇用率上昇のための先進国時間制働労働者の実態研究』労使発展財団，2010年。【韓国語】
- 馬ギョンヒ／李在京「東アジア福祉レジーム再編とジェンダー－韓国と日本の子供養育支援政策を中心に」『家族と文化』19 (1), 2007年。【韓国語】
- Makita, Meiko. 'Gender Roles and Social Policy in an Ageing Society : The Case of Japan.' *International Journal for Ageing and Later Life*, 5 (1), 2010.
- Osawa, Mari. 'Government Approaches to Gender Equality in the Mid-1009s.' *Social Science Japan Journal*, 3 (1), 2000.
- 大沢真理『現代日本の生活保障システム－座標とゆくえ』岩波書店，2007年。
- Oshio, T., K. Nozaki and M. Kobayashi, 'Division of household labor and marital satisfaction in China, Japan, and Korea.' *Institute of Economic Research*, Hitotsubashi University, 2011.
- Peng, Ito. 'Social Care in Crisis : Gender, Demography, and Welfare State Restructuring in Japan.' *Social Politics*, 9 (3), 2002.
- 'The Political and Social Economy of Care : Republic of Korea Research Report 3.' UNRISD, 2009.
- 連合総研編『生活時間の国際比較一日・米・仏・韓のカップル調査』連合総合生活開発研究所，2009年。
- 新川敏光「福祉国家変容の比較枠組」新川敏光編著『福祉レジームの収斂と分岐』ミネルヴァ書房，2011年。
- 津谷典子「ジェンダー関係のゆくえ」阿藤誠・津谷典子『人口減少時代の日本社会』原書房，2007年。
- Tsuya, N. O., L. L. Bumpass, and M. K. Choe. 'Gender, Employment, and House work in Japan, South Korea, and the United States.' *Review of Population and Social Policy*, 9, 2000.
- Tsuya, N. O., L. L. Bumpass, M. K. Choe, and R. R. Rindfuss. 'Is the Gender Division of Labour Changing in Japan?' *Asian Population Studies*, 1 (1), 2005.
- 辻由希『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房，2012年。
- 横田伸子「1990年代以降の韓国就労体制の変化と労働力の非正規化－日本との比較分析を中心に」ジャンジヨン・横田伸子編『グローバル化とアジア女性』ハンウルアカデミ，2007年【韓国語】
- Yoon, Ja-young 'Do Women Really Fare Better When Working Part-Time? : Examining the Korean Case.' *Asian Women*, 26 (2), 2010.